

令和3年第12回城陽市農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和3年12月8日(水) 午後1時30分から午後2時まで

2. 開催場所 城陽市役所4階 第2会議室

3. 出席委員 (18人)

会 長 19番 谷 則男

委 員 1番 北澤 良祐

2番 服部 茂

3番 狩野 雅史

4番 奥村 郁雄

5番 稲田 正文

7番 田村 勝美

8番 阪部 幸弘

9番 西村 修

10番 森澤 明

11番 上田 國和

12番 園田 正夫

13番 中村 安秀

14番 奥 哲郎

16番 森島 孝司

17番 新井 源吾

18番 木村 正樹

20番 堀井 吉夫

4. 欠席委員 (人)

6番 村田 清美

15番 新井 泉次

5. 議事日程

日 程 第 1 会期決定の件

日 程 第 2 会議録署名委員決定の件

日 程 第 3 議案 第41号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について

日 程 第 4 議案 第42号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

日 程 第 5 議案 第43号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日 程 第 6 議案 第44号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認
について(利用権貸借)

日 程 第 7 議案 第45号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について

日 程 第 8 報告 第25号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について(専決)

日 程 第 9 報告 第26号 農地法第18条第6項の規定による通知について(専決)

農業委員会事務局職員

事務局長 上田 周児

事務局 田畑 徹

事務局 永田 武司

京都府農業会議

現地推進役 今井 久遠

6. 会議の概要

事務局	<p>開会に先立ちまして事務局から報告いたします。</p> <p>議席番号6番村田委員、15番新井泉次委員から欠席届が提出されています。</p> <p>本日の定例総会の出席委員数は農業委員14名中12名、推進委員6名中6名の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席要件を満たしていますので、本会議が成立したことを報告します。</p> <p>それでは、会長、挨拶並びに定例総会議事について、よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>(挨拶)</p>
会長	<p>先ほど事務局から報告がありましたとおり、本日の定例総会は規定により成立致しております。</p> <p>只今より、令和3年第12回農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>なお、お手元の議事日程により進行しますのでよろしくお願ひします。</p>
会長	<p>日程第1、会期決定の件は、本日1日とします。</p>
会長	<p>日程第2、会議録署名委員決定の件は、会長が指名を行います。</p> <p>ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしとのことなので、10番 森澤委員、11番 上田委員よろしくお願ひします。</p> <p>なお、両委員に差し支えのある場合は、次の議席の方にお願ひいたします。</p>
会長	<p>日程第3、議案第41号、農地法第3条の規定による許可申請に係る許可についてを上程し受付番号22番を事務局から説明いたします。</p>
事務局	<p>受付番号22番について説明します。</p> <p>内容は議案書のとおりで、</p> <p>譲受人は城陽市奈島 ●● ●●です。</p>

権利の種類は3条の無償移転となります。世帯内の移転となります。

会 長 対象地の所有権移転の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。農地は適正に管理されているので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局および担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。
受付番号22番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により全部効率化要件、農作業常時従事要件、地域調和要件、農地面積を満たしており、第3条第2項各号には該当しないとして、本件を許可することに決定します。

受付番号23番を事務局から説明いたします。

事務局 受付番号23番について説明します。内容は議案書のとおりで、
譲受人は城陽市平川 ●● ●●です。
権利の種類は3条の無償移転となります。世帯内の移転となります。

会 長 対象地の所有権移転の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。家族で農地は適正に管理されており、同一世帯での移動であり問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局および担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。
受付番号23番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により全部効率化要件、農作業常時従事要件、地域調和要件、農地面積を満たしており、第3条第2項各号には該当しないとして、本件を許可することに決定します。

受付番号 24 番、25 番を事務局から説明いたします。

事務局 受付番号 24 番、25 番については同一譲受人のため取りまとめて説明します。受付番号 24 番について説明します。
内容は議案書のとおりで、
権利の種類は 3 条の有償移転です

受付番号 25 番について説明します。
内容は議案書のとおりで、
権利の種類は 3 条の有償移転です

譲受人は城陽市奈島 ●● ●●です。

会長 対象地の所有権移転の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。茶を中心に農業経営をされており、農地は適正に管理されているので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長 只今、事務局および担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。
受付番号 24 番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により全部効率化要件、農作業常時従事要件、地域調和要件、農地面積を満たしており、第 3 条第 2 項各号には該当しないとして、本件を許可することに決定します。

受付番号 25 番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により全部効率化要件、農作業常時従事要件、地域調和要件、農地面積を満たしており、第 3 条第 2 項各号には該当しないとして、本件を許可することに決定します。

受付番号 26 番を事務局から説明いたします。

事務局 受付番号 26 番について説明します。

内容は議案書のとおりで、
譲受人は京都市南区上鳥羽 ●● ●●です。
権利の種類は3条の有償移転となります。

会 長 対象地の所有権移転の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局 ●●さんは隣接地を耕作されており、京都市農業委員会から所有地が適正に耕作されている耕作状況証明が提出されています。

会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。
受付番号26番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により全部効率化要件、農作業常時従事要件、地域調和要件、農地面積を満たしており、第3条第2項各号には該当しないとして、本件を許可することに決定します。

受付番号27番を事務局から説明いたします。

事務局 受付番号27番について説明します。
内容は議案書のとおりで、
譲受人は城陽市寺田 ●● ●●です。
世帯内移転です。
権利の種類は3条の無償移転となります。

会 長 対象地の所有権移転の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。同一世帯での移動であり、譲受人も農業経営をされており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局および担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。
受付番号27番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により全部効率化要件、農作業常時従事要件、地域調和要件、農地面積を満たしており、第3条第2項各号には該当しないとして、本件を許可することに決定します。

会 長 日程第4、議案第42号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを上程し、受付番号2番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号2番について説明いたします。

土地の所在は、城陽市久世 現況地目は畑 面積1272平方メートル

申請人は、城陽市上津屋 ●●●

近隣の●●●●●●●●●●●●●●●●の従業員及び来客用駐車場として貸借するため駐車場を設置します

場所は市街化調整区域、農業振興地域、農用地ではありません。

現況は畑です。西側、東側は道路、北側、南側は畑です。

路面はアスファルト舗装、雨水排水は北側にU字溝を設け、西側既設柵に排水します、雑排水はありません。

隣接農地所有者から同意書が提出されています。

南部土地改良区からは

・雨水排水については、転用地内に排水路を設け転用地西南角にある既設の柵に放流すること。

・境界に擁壁等を設置する場合は、隣接耕作者の要望を十分考慮し設置すること。

・転用地西側の南北に付設してある当土地改良区管理の畑地かんがい施設の既設配管及び転用地北西の角にある取水栓については、従来どおり使用できるように残すこと。

環境課からは

・現場作業が発生する場合は、可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。

管理課からは

・市道に関する工事を行う場合は道路法第24条による協議を行ってください。

・土地利用や雨水の流出による土砂の持ち出しや流出がないよう対応してください。

・土地形状の変更をされる場合は隣接地の排水を考慮してください。

農政課からは

・周辺農地に影響が出ないように願います

都市政策課からは

・雨水排水を隣接の民地に放流する場合、トラブルにならないよう隣接所有者と事前に協議願います。

等の意見が付されています。

資料1に位置図等を添付しております。

会 長 本件について、現地調査委員会を開催しました。現地調査委員会の概要について●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。事務局の説明どおりであり、北側に茶園がありますが所有者から薬剤の飛散防止をすとの了解もあり問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号2番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

会 長 日程第5、議案第43号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを上程し、受付番号11番について事務局から説明いたします。

受付番号11番について説明いたします。

土地の所在は、城陽市寺田 現況地目は畑 面積280平方メートル

譲渡人は 城陽市寺田 ●● ●●

譲受人は 城陽市市辺 ●● ●

ネクスコ等に貸している隣接露天駐車場と一体で利用するためです。

場所は市街化調整区域、農業振興地域ではありません。

現況は竹林です。西側、北側は駐車場、東側は竹林で工事中であり、南側は道路です。

表土は砕石仕上げ、雨水排水は地下浸透とします、雑排水はありません。

隣接農地はありません。

管理課からは

- ・里道を取り込まないように注意してください。
- ・里道に関する工事を行う場合は里道等管理条例による協議、申請を行ってください。
- ・土地利用や雨水の流出による土砂の持ち出しや流出がないよう対応してください。
- ・土地形状の変更をされる場合は隣接地の排水を考慮してください。

文化スポーツ推進課からは

・埋蔵文化財の範囲となりますので、掘削を伴う工事を行う場合には届出が必要です。

環境課からは

・現場作業が発生する場合は出来る限り騒音・振動が発生しないよう対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。
との意見が付されています。

資料2に位置図等を添付しております。

会 長 本件について、現地調査委員会を開催しました。現地調査委員会の概要について●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。事務局の説明どおりであり、周囲は竹林、露天駐車場、道路となっており、申請地の現状も竹林状態であり問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号11番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

会 長 日程第6、議案第44号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権設定についてを上程し、受付番号42番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号42番について説明します。
本案件は平成24年2月1日～令和4年1月31日までの期間で設定された利用権設定の再設定です。使用貸借です。
内容は議案書のとおりです。
借り手は城陽市奈島 ●● ●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員	報告いたします。退職後、農業をされており農地は適正に管理されているので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いたします。
会 長	<p>只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (質疑なし)</p>
	質疑がないので、採決に入ります。
	<p>受付番号42番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成)</p>
	全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。
会 長	受付番号43番から46番について事務局から説明いたします。
事務局	<p>受付番号43番から46番については同一借受人のため取りまとめて説明します。 受付番号43番について説明します。 本案件は平成29年2月1日～令和4年1月31日までの期間で設定された利用権設定の再設定です。使用貸借です。 内容は議案書のとおりです。</p>
	<p>受付番号44番について説明します。 本案件は平成29年2月1日～令和4年1月31日までの期間で設定された利用権設定の再設定です。使用貸借です。 内容は議案書のとおりです。</p>
	<p>受付番号45番について説明します。 本案件は平成29年2月1日～令和4年1月31日までの期間で設定された利用権設定の再設定です。使用貸借です。 内容は議案書のとおりです。</p>
	<p>受付番号46番について説明します。 本案件は平成29年2月1日～令和4年1月31日までの期間で設定された利用権設定の再設定です。使用貸借です。 内容は議案書のとおりです。</p>
	借り手は、城陽市奈島 ●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。家族で農業経営をされており農地は適正に管理されているので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。
受付番号43番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号44番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号45番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号46番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号47番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号47番について説明します。
本案件は平成29年2月1日～令和4年1月31日までの期間で設定された利権設定の再設定です。賃貸借です。

内容は議案書のとおりです。
借り手は、城陽市長池 ●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、私から報告します。
花卉、花しょうぶ等を栽培されており、認定農家で地元でも頑張っておられるので
問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び私から説明を致しました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。
受付番号47番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満た
しているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号48番、49番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号48番、49番は同一借受人のため取りまとめて説明します。
受付番号48番について説明します。
本案件は新規設定です。使用貸借です。
内容は議案書のとおりです。

受付番号49番について説明します。
本案件は新規設定です。使用貸借です。
内容は議案書のとおりです。

借り手は、城陽市上津屋 ●● ●●です。
●● ●●さんから経営移譲されるための設定です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告します。

担当委員 報告いたします。家族で茶を栽培されており農地は適正に管理されているので問題
ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号48番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号49番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号50番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号50番について説明します。

本案件は新規設定です。使用貸借です。

内容は議案書のとおりです。

借り手は、城陽市上津屋 ●● ●●です。

●● ●●さんの農業者年金経営移譲年金のための設定です。

会 長

対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告します。

担当委員

報告いたします。茶の栽培を精力的にされており農地は適正に管理されているので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長

只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号50番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

会 長

日程第7、議案第45号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認につ

いてを上程し受付番号5番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号5番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、京都市南区上鳥羽 ●● ●●です。
資料3に位置図等を添付しております。

会 長 対象地の利用状況の現地確認について、●●委員から報告願います。

担当委員 報告いたします。農地は適正に管理されていまして、問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。
受付番号5番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し利用状況確認書を下京税務署長に回答することに決定いたします。

会 長 日程第8、報告第25号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について専決しました。受付番号39番から40番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号39番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市奈島 ●● ●●です。

事務局 続いて受付番号40番を説明します。
内容は議案書のとおりです。
登記権利者は、城陽市富野 ●● ●●です。
京都地方法務局宇治支局からの時効取得に関する所有権移転通知により報告があったものです。

会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。
ご意見・ご質問はございませんか。
(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので日程第8を終了します。

会 長 日程第9、報告第26号 農地法第18条第6項の規定による通知について専決しました。受付番号2番から3番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号2番について説明します。
土地の所在は城陽市上津屋
内容は議案書のとおりです。
解約理由は双方合意による解約です。

事務局 続いて受付番号3番を説明します。
土地の所在は城陽市奈島
内容は議案書のとおりです。
解約理由は双方合意による解約です。

会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。
ご意見・ご質問はございませんか。
(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので日程第9を終了します。

会 長 以上を持ちまして、議事日程を全て終了しましたので、第12回定例総会を終了致します。

続きまして、全員協議会を開催いたします。事務局、議事進行等よろしくお願ひします。

城陽市農業委員会会長

会議録署名委員

会議録署名委員